

雇用保険の改正のお知らせ

～新たに雇用される65歳以上の者も適用対象になります～

生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある65歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険が65歳以上の者にも適用されます。

雇用保険の適用拡大

平成29年1月1日以降、現行は雇用保険の適用除外となっている65歳以上の雇用者についても、雇用保険の適用の対象となります。

また、平成32年度より、64歳以上の者についての雇用保険料の徴収が始まります。

<現行の内容>

- 65歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外
- 同一の事業主の適用事業に65歳以前から引き続いて雇用されている者（高年齢継続被保険者）のみ、適用となり、離職して求職活動をする場合に高年齢求職者給付金（賃金の50～80%の最大50日分）が1度だけ支給
- 64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除

<改正の内容>

- 65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給（支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可）
- さらに介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象とする。
- 雇用保険料の徴収免除を廃止して原則通り徴収し、平成31年度分までの経過措置を設ける。

<適用時期>

この改正は、平成29年1月1日から適用されます。